

平成 20 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名：株式会社りそなホールディングス  
コード番号：8308（東証・大証各市場第 1 部）

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」および「株式分割等にかかる定款一部変更の件」を、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 7 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### ・ 定款変更の目的

上場会社の株券を一斉に電子化する「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」とします。）が平成 21 年 1 月に施行が予定され、端株は電子化の対象とならないことから、これに対応するために、決済合理化法施行日の前日を効力発生日として、普通株式および各種の優先株式の各 1 株を 100 株とする株式分割を行い、端株制度を廃止するとともに 1 単元を 100 株とする単元株制度を導入することとします（株式分割および単元株制度導入の詳細につきましては、本日付プレスリリース「株式の分割及び単元株制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）。これに伴い、定款に所要の変更を行うものです（以下「株式分割等にかかる定款一部変更の件」といいます。）。

上記株券電子化への対応のための定款変更のほか、本年 6 月 26 日開催予定の第 7 期定時株主総会決議日を効力発生日とし、公告方法の変更等の定款変更を行うものです（以下「定款一部変更の件」といいます。）。

なお、定款変更の効力発生日が 2 つに分かれるため、変更案を以下のとおり 2 つに分けております。

1. 「定款一部変更の件」（平成 20 年 6 月 26 日の総会承認後に効力が発生する規定）
  - (1) 公告方法を日本経済新聞への掲載から、周知性の向上および公告掲載費用の削減を図るため、電子公告に変更するものです（現行定款第 4 条）。
  - (2) 乙種優先株式、丁種優先株式および戊種優先株式の消却に伴い、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を変更するものです（現行定款第 5 条）。
  - (3) 丁種優先株式の全株消却に伴い、丁種優先株式についての記載を削除するものです（現行定款第 10 条、第 12 条、第 17 条、現行附則第 3 条）。
  - (4) 取締役および取締役会に関する規定、ならびに委員会の招集手続について、会社法の関係規定の内容を反映する等して規定の内容をより明確にするものです（現行定款第 28 条、第 31 条、第 32 条、第 35 条）。
  - (5) 現行定款第 15 条第 1 項において、旧商法下において発行済みの優先株式について株式の分割を行わない旨を定めているところ、普通株式とあわせて優先株式の株式分割の実施を可能とするため、所要の変更を行うものです。

2. 「株式分割等にかかる定款一部変更の件」( 決済合理化法施行日の前日に効力が発生する規定)
- ( 1 ) 法律上、株券電子化の対象となる会社は、端株を存続させることができないため、当社取締役会は、平成 20 年 5 月 16 日、本定款変更議案が成立することを停止条件として、決済合理化法の施行日の前日を効力発生日とし、普通株式および各種の優先株式について 1 株を 100 株とする株式分割を行う旨決議しました。これに伴い、以下の変更を行うものです。
- 株式分割の割合を勘案して、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数の変更を行うものです( 変更案 第 5 条 )。
- 株式分割後の普通株主様と各種の優先株主様の権利関係を株式分割前と同様に維持するため、各種の優先株式に関する優先配当金、残余財産分配額、取得請求権、取得条項等に変更を加えるものです( 変更案 第 11 条、第 13 条、第 19 条、第 20 条、変更案附則 第 1 条ないし第 7 条、第 10 条および第 11 条 )。
- 株式分割と同時に単元株制度を導入し、普通株式および各種の優先株式について単元株式数を 100 株とするものです( 変更案 第 6 条 )。また、単元株制度の導入に伴い、単元未満株式についての権利の内容を定める規定および単元未満株式の買増し請求権についての規定を新設するものです( 変更案 第 7 条、第 8 条 )。
- 端株制度の廃止に伴い、端株の存在を前提とした文言の削除等の所要の変更を行うものです。
- ( 2 ) 決済合理化法の施行に伴い、株券の存在を前提とした事項に係る経過的な措置を附則に規定するものです( 変更案附則 第 12 条ないし第 15 条 )。
- ( 3 ) 基準日に関する規定の株主総会の章への移設、参照条数の変更およびその他の所要の変更を行うものです。

・変更の内容

変更内容は別紙の通りです。

・今後の日程( 予定 )

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 26 日( 木 )
上記 . 1 . 記載の定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 26 日( 木 )
上記 . 2 . 記載の定款変更の効力発生日	決済合理化法施行日の前日

現行定款	変更案																																																																																																
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 当社が発行することのできる株式の総数は、<u>83,037,928株</u>とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>普通株式</td><td>73,000,000株</td></tr> <tr><td>乙種優先株式</td><td><u>680,000株</u></td></tr> <tr><td>丙種優先株式</td><td>120,000株</td></tr> <tr><td>丁種優先株式</td><td><u>120株</u></td></tr> <tr><td>戊種優先株式</td><td><u>240,000株</u></td></tr> <tr><td>己種優先株式</td><td>80,000株</td></tr> <tr><td>第1種優先株式</td><td>2,750,000株</td></tr> <tr><td>第2種優先株式</td><td>2,817,808株</td></tr> <tr><td>第3種優先株式</td><td>2,750,000株</td></tr> <tr><td>第4種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> <tr><td>第5種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> <tr><td>第6種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> <tr><td>第7種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> <tr><td>第8種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> <tr><td>第9種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第10条 当社は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録株式質権者(以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録質権者という)および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第11条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <table border="0"> <tr><td>乙種優先株式</td><td>1株につき</td><td>6,360円</td></tr> <tr><td>丙種優先株式</td><td>1株につき</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td><u>丁種優先株式</u></td><td><u>1株につき</u></td><td><u>10,000円</u></td></tr> <tr><td>戊種優先株式</td><td>1株につき</td><td>14,380円</td></tr> <tr><td>己種優先株式</td><td>1株につき</td><td>18,500円</td></tr> <tr><td>第1種優先株式</td><td>1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。</td><td></td></tr> </table>	普通株式	73,000,000株	乙種優先株式	<u>680,000株</u>	丙種優先株式	120,000株	丁種優先株式	<u>120株</u>	戊種優先株式	<u>240,000株</u>	己種優先株式	80,000株	第1種優先株式	2,750,000株	第2種優先株式	2,817,808株	第3種優先株式	2,750,000株	第4種優先株式	100,000株	第5種優先株式	100,000株	第6種優先株式	100,000株	第7種優先株式	100,000株	第8種優先株式	100,000株	第9種優先株式	100,000株	乙種優先株式	1株につき	6,360円	丙種優先株式	1株につき	6,800円	<u>丁種優先株式</u>	<u>1株につき</u>	<u>10,000円</u>	戊種優先株式	1株につき	14,380円	己種優先株式	1株につき	18,500円	第1種優先株式	1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。		<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 当社が発行することのできる株式の総数は、<u>82,399,586株</u>とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>普通株式</td><td>73,000,000株</td></tr> <tr><td>乙種優先株式</td><td><u>272,202株</u></td></tr> <tr><td>丙種優先株式</td><td>120,000株</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</td></tr> <tr><td>戊種優先株式</td><td><u>9,576株</u></td></tr> <tr><td>己種優先株式</td><td>80,000株</td></tr> <tr><td>第1種優先株式</td><td>2,750,000株</td></tr> <tr><td>第2種優先株式</td><td>2,817,808株</td></tr> <tr><td>第3種優先株式</td><td>2,750,000株</td></tr> <tr><td>第4種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> <tr><td>第5種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> <tr><td>第6種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> <tr><td>第7種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> <tr><td>第8種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> <tr><td>第9種優先株式</td><td>100,000株</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第10条 当社は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録株式質権者(以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録質権者という)および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第11条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <table border="0"> <tr><td>乙種優先株式</td><td>1株につき</td><td>6,360円</td></tr> <tr><td>丙種優先株式</td><td>1株につき</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</td><td></td></tr> <tr><td>戊種優先株式</td><td>1株につき</td><td>14,380円</td></tr> <tr><td>己種優先株式</td><td>1株につき</td><td>18,500円</td></tr> <tr><td>第1種優先株式</td><td>1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。</td><td></td></tr> </table>	普通株式	73,000,000株	乙種優先株式	<u>272,202株</u>	丙種優先株式	120,000株	<削除>		戊種優先株式	<u>9,576株</u>	己種優先株式	80,000株	第1種優先株式	2,750,000株	第2種優先株式	2,817,808株	第3種優先株式	2,750,000株	第4種優先株式	100,000株	第5種優先株式	100,000株	第6種優先株式	100,000株	第7種優先株式	100,000株	第8種優先株式	100,000株	第9種優先株式	100,000株	乙種優先株式	1株につき	6,360円	丙種優先株式	1株につき	6,800円	<削除>			戊種優先株式	1株につき	14,380円	己種優先株式	1株につき	18,500円	第1種優先株式	1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。	
普通株式	73,000,000株																																																																																																
乙種優先株式	<u>680,000株</u>																																																																																																
丙種優先株式	120,000株																																																																																																
丁種優先株式	<u>120株</u>																																																																																																
戊種優先株式	<u>240,000株</u>																																																																																																
己種優先株式	80,000株																																																																																																
第1種優先株式	2,750,000株																																																																																																
第2種優先株式	2,817,808株																																																																																																
第3種優先株式	2,750,000株																																																																																																
第4種優先株式	100,000株																																																																																																
第5種優先株式	100,000株																																																																																																
第6種優先株式	100,000株																																																																																																
第7種優先株式	100,000株																																																																																																
第8種優先株式	100,000株																																																																																																
第9種優先株式	100,000株																																																																																																
乙種優先株式	1株につき	6,360円																																																																																															
丙種優先株式	1株につき	6,800円																																																																																															
<u>丁種優先株式</u>	<u>1株につき</u>	<u>10,000円</u>																																																																																															
戊種優先株式	1株につき	14,380円																																																																																															
己種優先株式	1株につき	18,500円																																																																																															
第1種優先株式	1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。																																																																																																
普通株式	73,000,000株																																																																																																
乙種優先株式	<u>272,202株</u>																																																																																																
丙種優先株式	120,000株																																																																																																
<削除>																																																																																																	
戊種優先株式	<u>9,576株</u>																																																																																																
己種優先株式	80,000株																																																																																																
第1種優先株式	2,750,000株																																																																																																
第2種優先株式	2,817,808株																																																																																																
第3種優先株式	2,750,000株																																																																																																
第4種優先株式	100,000株																																																																																																
第5種優先株式	100,000株																																																																																																
第6種優先株式	100,000株																																																																																																
第7種優先株式	100,000株																																																																																																
第8種優先株式	100,000株																																																																																																
第9種優先株式	100,000株																																																																																																
乙種優先株式	1株につき	6,360円																																																																																															
丙種優先株式	1株につき	6,800円																																																																																															
<削除>																																																																																																	
戊種優先株式	1株につき	14,380円																																																																																															
己種優先株式	1株につき	18,500円																																																																																															
第1種優先株式	1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。																																																																																																

現行定款	変更案
<p>第2種優先株式 1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。</p> <p>第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。</p> <p>配当率、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</p> <p>配当率=ユーロ円 LIBOR(1年物)+0.50%</p> <p>配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。</p> <p>ユーロ円 LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。</p> <p>営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>第4種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円)を上限とする。以下第4種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円)を上限とする。以下第5種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円)を上限とする。以下第6種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動</p>	<p>第2種優先株式 1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。</p> <p>第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。</p> <p>配当率、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</p> <p>配当率=ユーロ円 LIBOR(1年物)+0.50%</p> <p>配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。</p> <p>ユーロ円 LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。</p> <p>営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>第4種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円)を上限とする。以下第4種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円)を上限とする。以下第5種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円)を上限とする。以下第6種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率</p>

現行定款	変更案
<p>配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第 7 種優先株式 1 株につき、その払込金額(1 株につき 3,500,000 円を上限とする。以下第 7 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第 8 種優先株式 1 株につき、その払込金額(1 株につき 3,500,000 円を上限とする。以下第 8 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第 9 種優先株式 1 株につき、その払込金額(1 株につき 3,500,000 円を上限とする。以下第 9 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</p>	<p>の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第 7 種優先株式 1 株につき、その払込金額(1 株につき 3,500,000 円を上限とする。以下第 7 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第 8 種優先株式 1 株につき、その払込金額(1 株につき 3,500,000 円を上限とする。以下第 8 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第 9 種優先株式 1 株につき、その払込金額(1 株につき 3,500,000 円を上限とする。以下第 9 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</p>
<p>② &lt;条文省略&gt;</p>	<p>② &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>③ &lt;条文省略&gt;</p>	<p>③ &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(残余財産の分配)</p>	<p>(残余財産の分配)</p>
<p>第 12 条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>乙種優先株式 1 株につき 600,000 円</p> <p>丙種優先株式 1 株につき 500,000 円</p> <p><u>丁種優先株式 1 株につき 2,000,000 円</u></p> <p>戊種優先株式 1 株につき 1,250,000 円</p> <p>己種優先株式 1 株につき 1,250,000 円</p> <p>第 1 種優先株式 1 株につき 200,000 円</p> <p>第 2 種優先株式 1 株につき 200,000 円</p> <p>第 3 種優先株式 1 株につき 200,000 円</p> <p>第 4 種優先株式 1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とする。</p> <p>第 5 種優先株式 1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は</p>	<p>第 12 条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>乙種優先株式 1 株につき 600,000 円</p> <p>丙種優先株式 1 株につき 500,000 円</p> <p><u>&lt;削除&gt;</u></p> <p>戊種優先株式 1 株につき 1,250,000 円</p> <p>己種優先株式 1 株につき 1,250,000 円</p> <p>第 1 種優先株式 1 株につき 200,000 円</p> <p>第 2 種優先株式 1 株につき 200,000 円</p> <p>第 3 種優先株式 1 株につき 200,000 円</p> <p>第 4 種優先株式 1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とする。</p> <p>第 5 種優先株式 1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%と</p>

現行定款	変更案																														
<p>120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第7種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第8種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第9種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p>	<p>し、下限は80%とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第7種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第8種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第9種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p>																														
<p>(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)</p> <p>第15条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式(第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式、第8種優先株式および第9種優先株式を除く)について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)</p> <p>第15条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式(第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式、第8種優先株式および第9種優先株式を除く)について株式の併合または分割は行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p>																														
<p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第17条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式(第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式、第8種優先株式および第9種優先株式を除く。以下本条において同じ)は、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という)をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の当社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <table border="0"> <tr> <td>乙種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>丙種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>166,700円</td> </tr> <tr> <td>丁種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>戊種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>359,800円</td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>359,800円</td> </tr> </table>	乙種優先株式	1株につき	100,000円	丙種優先株式	1株につき	166,700円	丁種優先株式	1株につき	500,000円	戊種優先株式	1株につき	359,800円	己種優先株式	1株につき	359,800円	<p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第17条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式(第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式、第8種優先株式および第9種優先株式を除く。以下本条において同じ)は、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という)をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の当社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <table border="0"> <tr> <td>乙種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>丙種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>166,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</td> </tr> <tr> <td>戊種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>359,800円</td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>359,800円</td> </tr> </table>	乙種優先株式	1株につき	100,000円	丙種優先株式	1株につき	166,700円	<削除>			戊種優先株式	1株につき	359,800円	己種優先株式	1株につき	359,800円
乙種優先株式	1株につき	100,000円																													
丙種優先株式	1株につき	166,700円																													
丁種優先株式	1株につき	500,000円																													
戊種優先株式	1株につき	359,800円																													
己種優先株式	1株につき	359,800円																													
乙種優先株式	1株につき	100,000円																													
丙種優先株式	1株につき	166,700円																													
<削除>																															
戊種優先株式	1株につき	359,800円																													
己種優先株式	1株につき	359,800円																													

現行定款	変更案
<p>② 優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>乙種優先株式 1株につき 600,000円            丙種優先株式 1株につき 500,000円  <u>丁種優先株式 1株につき 2,000,000円</u>            戊種優先株式 1株につき 1,250,000円            己種優先株式 1株につき 1,250,000円</p> <p>③ &lt;条文省略&gt;</p>	<p>② 優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>乙種優先株式 1株につき 600,000円            丙種優先株式 1株につき 500,000円            &lt;削除&gt;            戊種優先株式 1株につき 1,250,000円            己種優先株式 1株につき 1,250,000円</p> <p>③ &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第5章 取締役および取締役会</p>	<p>第5章 取締役および取締役会</p>
<p>(任期)</p> <p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>② 補欠として選任された取締役の任期は、<u>前任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>② 補欠または<u>増員</u>として選任された取締役の任期は、<u>他の</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(招集)</p> <p>第31条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p>(招集通知)</p> <p>第31条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>② <u>取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>
<p>(運営)</p> <p>第32条 取締役会の運営に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>取締役会の決議により定めるところによる。</u></p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p> <p>③ 取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(運営)</p> <p>第32条 取締役会の運営に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>②&lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第6章 指名・監査・報酬委員会</p>	<p>第6章 指名・監査・報酬委員会</p>
<p>(招集)</p> <p>第35条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p>(招集通知)</p> <p>第35条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>② <u>各委員会は、当該委員会の委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(丁種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第3条 丁種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間</p> <p>平成19年7月31日(日本時間)までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額 = 平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な丁種第一回優先株式の転換価額</p> <p>ロ. 引換価額の修正</p> <p>引換価額は、平成18年10月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、計算の結果修正後引換価額が修正前引換価額を上回る場合は、修正前引換価額をもって修正後引換価額とし、また、計算の結果修正後引換価額が496,300円(ただし、下記八.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。</p> <p>八. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という)が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$	<p>&lt;削除&gt;</p>



現行定款	変更案
<p><u>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</u></p> <p><u>調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p><u>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</u></p> <p><u>調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p><u>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合</u></p> <p><u>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</u></p> <p><u>(2)前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。</u></p> <p><u>(3)引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日(ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八. に準じて調整する。</u></p> <p><u>(4)引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</u></p> <p><u>(5)引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</u></p> <p><u>前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</u></p> <p><u>前記(1)号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</u></p> <p><u>前記(1)号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式</u></p>	

現行定款	変更案
<p>の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 = <math>\frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}</math></p>	
<p>(戊種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>	<p>(戊種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>
<p>第4条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>	<p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>
<p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第4条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(第1種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>	<p>(第1種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>
<p>第6条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(第2種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>	<p>(第2種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>
<p>第7条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第6条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(第3種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>	<p>(第3種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>
<p>第8条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第7条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(第9種優先株式の取得請求権の内容)</p>	<p>(第9種優先株式の取得請求権の内容)</p>
<p>第9条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第8条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(第9種優先株式の取得条項の内容)</p>	<p>(第9種優先株式の取得条項の内容)</p>
<p>第10条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第9条 &lt;現行どおり&gt;</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案																																																								
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、<u>82,399,586</u>株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>普通株式</td><td style="text-align: right;"><u>73,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>乙種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>272,202</u>株</td></tr> <tr><td>丙種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>120,000</u>株</td></tr> <tr><td>戊種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>9,576</u>株</td></tr> <tr><td>己種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>80,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 1 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>2,750,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 2 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>2,817,808</u>株</td></tr> <tr><td>第 3 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>2,750,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 4 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>100,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 5 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>100,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 6 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>100,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 7 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>100,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 8 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>100,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 9 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>100,000</u>株</td></tr> </table> <p>(端株の 1 株に対する割合)</p> <p>第 6 条 当社の端株原簿に記載または記録する端株の 1 株に対する割合は、<u>1 株の 1,000 分の 1 の整数倍</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt; 新設 &gt;</u></p> <p>(端株の買増し)</p> <p>第 6 条の 2 当社の端株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する端株と併せて 1 株となるべき端株を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 7 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>② &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人が作成してその事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿、端株原簿および株券喪失登録簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	普通株式	<u>73,000,000</u> 株	乙種優先株式	<u>272,202</u> 株	丙種優先株式	<u>120,000</u> 株	戊種優先株式	<u>9,576</u> 株	己種優先株式	<u>80,000</u> 株	第 1 種優先株式	<u>2,750,000</u> 株	第 2 種優先株式	<u>2,817,808</u> 株	第 3 種優先株式	<u>2,750,000</u> 株	第 4 種優先株式	<u>100,000</u> 株	第 5 種優先株式	<u>100,000</u> 株	第 6 種優先株式	<u>100,000</u> 株	第 7 種優先株式	<u>100,000</u> 株	第 8 種優先株式	<u>100,000</u> 株	第 9 種優先株式	<u>100,000</u> 株	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、<u>8,239,958,600</u>株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>普通株式</td><td style="text-align: right;"><u>7,300,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>乙種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>27,220,200</u>株</td></tr> <tr><td>丙種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>12,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>戊種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>957,600</u>株</td></tr> <tr><td>己種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>8,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 1 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>275,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 2 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>281,780,800</u>株</td></tr> <tr><td>第 3 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>275,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 4 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>10,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 5 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>10,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 6 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>10,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 7 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>10,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 8 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>10,000,000</u>株</td></tr> <tr><td>第 9 種優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>10,000,000</u>株</td></tr> </table> <p>(単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の単元株式数は、<u>全ての種類の株式につき 100 株とする。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 7 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>② &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)および新株予約権原簿は、株主名簿管理人が作成してその事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	普通株式	<u>7,300,000,000</u> 株	乙種優先株式	<u>27,220,200</u> 株	丙種優先株式	<u>12,000,000</u> 株	戊種優先株式	<u>957,600</u> 株	己種優先株式	<u>8,000,000</u> 株	第 1 種優先株式	<u>275,000,000</u> 株	第 2 種優先株式	<u>281,780,800</u> 株	第 3 種優先株式	<u>275,000,000</u> 株	第 4 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株	第 5 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株	第 6 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株	第 7 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株	第 8 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株	第 9 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株
普通株式	<u>73,000,000</u> 株																																																								
乙種優先株式	<u>272,202</u> 株																																																								
丙種優先株式	<u>120,000</u> 株																																																								
戊種優先株式	<u>9,576</u> 株																																																								
己種優先株式	<u>80,000</u> 株																																																								
第 1 種優先株式	<u>2,750,000</u> 株																																																								
第 2 種優先株式	<u>2,817,808</u> 株																																																								
第 3 種優先株式	<u>2,750,000</u> 株																																																								
第 4 種優先株式	<u>100,000</u> 株																																																								
第 5 種優先株式	<u>100,000</u> 株																																																								
第 6 種優先株式	<u>100,000</u> 株																																																								
第 7 種優先株式	<u>100,000</u> 株																																																								
第 8 種優先株式	<u>100,000</u> 株																																																								
第 9 種優先株式	<u>100,000</u> 株																																																								
普通株式	<u>7,300,000,000</u> 株																																																								
乙種優先株式	<u>27,220,200</u> 株																																																								
丙種優先株式	<u>12,000,000</u> 株																																																								
戊種優先株式	<u>957,600</u> 株																																																								
己種優先株式	<u>8,000,000</u> 株																																																								
第 1 種優先株式	<u>275,000,000</u> 株																																																								
第 2 種優先株式	<u>281,780,800</u> 株																																																								
第 3 種優先株式	<u>275,000,000</u> 株																																																								
第 4 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株																																																								
第 5 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株																																																								
第 6 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株																																																								
第 7 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株																																																								
第 8 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株																																																								
第 9 種優先株式	<u>10,000,000</u> 株																																																								

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の株券の種類、株主名簿、新株予約権原簿、端株原簿および株券喪失登録簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主もしくは登録株式質権者または端株原簿に記載もしくは記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主もしくは質権者または端株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社は、<u>第 44 条</u>に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という) または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という） および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に<u>第 11 条</u>に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <p>乙種優先株式 1株につき <u>6,360 円</u></p> <p>丙種優先株式 1株につき <u>6,800 円</u></p> <p>戊種優先株式 1株につき <u>14,380 円</u></p> <p>己種優先株式 1株につき <u>18,500 円</u></p> <p>第 1 種優先株式 1株につき、その払込金相当額(<u>200,000 円</u>)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 1 位まで算出し、その<u>小数第 1 位</u>を四捨五入する)を支払う。</p> <p>第 2 種優先株式 1株につき、その払込金相当額(<u>200,000 円</u>)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 1 位まで算出し、その<u>小数第 1 位</u>を四捨五入する)を支払う。</p> <p>第 3 種優先株式 1株につき、その払込金相当額(<u>200,000 円</u>)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 1 位まで算出し、その<u>小数第 1 位</u>を四捨五入する)を支払う。</p> <p>配当年率は、平成 16 年 4 月 1 日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の株券の種類、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>&lt;変更案第 24 条へ移設&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は、<u>第 56 条</u>に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という) または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に<u>第 12 条</u>に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <p>乙種優先株式 1株につき <u>63 円 60 銭</u></p> <p>丙種優先株式 1株につき <u>68 円</u></p> <p>戊種優先株式 1株につき <u>143 円 80 銭</u></p> <p>己種優先株式 1株につき <u>185 円</u></p> <p>第 1 種優先株式 1株につき、その払込金相当額(<u>2,000 円</u>)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その<u>小数第 3 位</u>を四捨五入する)を支払う。</p> <p>第 2 種優先株式 1株につき、その払込金相当額(<u>2,000 円</u>)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その<u>小数第 3 位</u>を四捨五入する)を支払う。</p> <p>第 3 種優先株式 1株につき、その払込金相当額(<u>2,000 円</u>)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その<u>小数第 3 位</u>を四捨五入する)を支払う。</p> <p>配当年率は、平成 16 年 4 月 1 日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>配当年率=ユーロ円 LIBOR(1年物)+0.50%</p> <p>配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。</p> <p>ユーロ円 LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円 LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。</p> <p>営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>第4種優先株式 1株につき、<u>その払込金額(1株につき3,500,000円を上限とする。以下第4種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</u></p> <p>第5種優先株式 1株につき、<u>その払込金額(1株につき3,500,000円を上限とする。以下第5種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</u></p> <p>第6種優先株式 1株につき、<u>その払込金額(1株につき3,500,000円を上限とする。以下第6種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</u></p> <p>第7種優先株式 1株につき、<u>その払込金額(1株につき3,500,000円を上限とする。以下第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</u></p>	<p>配当年率=ユーロ円 LIBOR(1年物)+0.50%</p> <p>配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。</p> <p>ユーロ円 LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円 LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。</p> <p>営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>第4種優先株式 1株につき、<u>その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。</u></p> <p>第5種優先株式 1株につき、<u>その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。ただし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金相当額25,000円に対し546円22銭とする。</u></p> <p>第6種優先株式 1株につき、<u>その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第6種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</u></p> <p>第7種優先株式 1株につき、<u>その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</u></p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>第 8 種優先株式 1 株につき、その払込金額(1 株につき <u>3,500,000 円</u> を上限とする。以下第 8 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10% を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5% を加えた率を上限とする。</p> <p>第 9 種優先株式 1 株につき、その払込金額(1 株につき <u>3,500,000 円</u> を上限とする。以下第 9 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10% を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5% を加えた率を上限とする。</p> <p>② &lt;条文省略&gt; ③ &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 8 種優先株式 1 株につき、その払込金額(1 株につき <u>35,000 円</u> を上限とする。以下第 8 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10% を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5% を加えた率を上限とする。</p> <p>第 9 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額(35,000 円)に、年 0.93% の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額 <u>35,000 円</u> に対し <u>325 円 50 銭</u>)とする。ただし、平成 21 年 3 月 31 日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金相当額 <u>35,000 円</u> に対し <u>267 円 69 銭</u> とする。</p> <p>② &lt;現行どおり&gt; ③ &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第 11 条 当社は、第 45 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者および普通株式の端株主に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、中間配当金(本定款において、優先中間配当金という)を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第 12 条 当社は、第 57 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、中間配当金(本定款において、優先中間配当金という)を支払う。</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 12 条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>乙種優先株式 1 株につき <u>600,000 円</u>                  丙種優先株式 1 株につき <u>500,000 円</u>                  戊種優先株式 1 株につき <u>1,250,000 円</u>                  己種優先株式 1 株につき <u>1,250,000 円</u>                  第 1 種優先株式 1 株につき <u>200,000 円</u>                  第 2 種優先株式 1 株につき <u>200,000 円</u>                  第 3 種優先株式 1 株につき <u>200,000 円</u>                  第 4 種優先株式 1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。                  第 5 種優先株式 1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。                  第 6 種優先株式 1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 13 条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>乙種優先株式 1 株につき <u>6,000 円</u>                  丙種優先株式 1 株につき <u>5,000 円</u>                  戊種優先株式 1 株につき <u>12,500 円</u>                  己種優先株式 1 株につき <u>12,500 円</u>                  第 1 種優先株式 1 株につき <u>2,000 円</u>                  第 2 種優先株式 1 株につき <u>2,000 円</u>                  第 3 種優先株式 1 株につき <u>2,000 円</u>                  第 4 種優先株式 1 株につき <u>25,000 円</u>                  第 5 種優先株式 1 株につき <u>25,000 円</u>                  第 6 種優先株式 1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>第7種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第8種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第9種優先株式 1株につき、<u>その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u></p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p> <p>(優先株式の取得および消却)</p> <p><u>第13条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>(議決権)</p> <p><u>第14条</u> 優先株主(第1種優先株式を有する株主(以下第1種優先株主という)、第2種優先株式を有する株主(以下第2種優先株主という)および第3種優先株式を有する株主(以下第3種優先株主という)を除く。以下本条において同じ)は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第9種優先株式を有する株主(以下第9種優先株主という)以外の優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により<u>第43条</u>の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により<u>第43条</u>の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する<u>第43条</u>の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。</p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)</p> <p><u>第15条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>(優先株式の取得請求権)</p> <p><u>第16条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>(第9種優先株式の取得請求権)</p> <p><u>第16条の2</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>(優先株式の取得条項)</p>	<p>第7種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第8種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第9種優先株式 1株につき <u>35,000円</u></p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(優先株式の取得および消却)</p> <p><u>第14条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(議決権)</p> <p><u>第15条</u> 優先株主(第1種優先株式を有する株主(以下第1種優先株主という)、第2種優先株式を有する株主(以下第2種優先株主という)および第3種優先株式を有する株主(以下第3種優先株主という)を除く。以下本条において同じ)は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第9種優先株式を有する株主(以下第9種優先株主という)以外の優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により<u>第55条</u>の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により<u>第55条</u>の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する<u>第55条</u>の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)</p> <p><u>第16条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(優先株式の取得請求権)</p> <p><u>第17条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(第9種優先株式の取得請求権)</p> <p><u>第18条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(優先株式の取得条項)</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案																																
<p><b>第 17 条</b> 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式 ( 第 1 種優先株式、第 2 種優先株式、第 3 種優先株式、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第 7 種優先株式、第 8 種優先株式および第 9 種優先株式を除く。以下本条において同じ ) は、同期間の末日の翌日 ( 以下一斉取得日という ) をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式 1 株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 ( 気配表示を含む ) の平均値 ( 終値のない日数を除く ) で除して得られる数の当社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、<u>10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。</u>この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <table border="0"> <tr> <td>乙種優先株式 1 株につき</td> <td><u>100,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>丙種優先株式 1 株につき</td> <td><u>166,700 円</u></td> </tr> <tr> <td>戊種優先株式 1 株につき</td> <td><u>359,800 円</u></td> </tr> <tr> <td>己種優先株式 1 株につき</td> <td><u>359,800 円</u></td> </tr> </table> <p>② 優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める金額とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>乙種優先株式 1 株につき</td> <td><u>600,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>丙種優先株式 1 株につき</td> <td><u>500,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>戊種優先株式 1 株につき</td> <td><u>1,250,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>己種優先株式 1 株につき</td> <td><u>1,250,000 円</u></td> </tr> </table> <p>③ &lt; 条文省略 &gt;</p>	乙種優先株式 1 株につき	<u>100,000 円</u>	丙種優先株式 1 株につき	<u>166,700 円</u>	戊種優先株式 1 株につき	<u>359,800 円</u>	己種優先株式 1 株につき	<u>359,800 円</u>	乙種優先株式 1 株につき	<u>600,000 円</u>	丙種優先株式 1 株につき	<u>500,000 円</u>	戊種優先株式 1 株につき	<u>1,250,000 円</u>	己種優先株式 1 株につき	<u>1,250,000 円</u>	<p><b>第 19 条</b> 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式 ( 第 1 種優先株式、第 2 種優先株式、第 3 種優先株式、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第 7 種優先株式、第 8 種優先株式および第 9 種優先株式を除く。以下本条において同じ ) は、同期間の末日の翌日 ( 以下一斉取得日という ) をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式 1 株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 ( 気配表示を含む ) の平均値 ( 終値のない日数を除く ) で除して得られる数の当社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。</u>この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <table border="0"> <tr> <td>乙種優先株式 1 株につき</td> <td><u>1,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>丙種優先株式 1 株につき</td> <td><u>1,667 円</u></td> </tr> <tr> <td>戊種優先株式 1 株につき</td> <td><u>3,598 円</u></td> </tr> <tr> <td>己種優先株式 1 株につき</td> <td><u>3,598 円</u></td> </tr> </table> <p>② 優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める金額とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>乙種優先株式 1 株につき</td> <td><u>6,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>丙種優先株式 1 株につき</td> <td><u>5,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>戊種優先株式 1 株につき</td> <td><u>12,500 円</u></td> </tr> <tr> <td>己種優先株式 1 株につき</td> <td><u>12,500 円</u></td> </tr> </table> <p>③ &lt; 現行どおり &gt;</p>	乙種優先株式 1 株につき	<u>1,000 円</u>	丙種優先株式 1 株につき	<u>1,667 円</u>	戊種優先株式 1 株につき	<u>3,598 円</u>	己種優先株式 1 株につき	<u>3,598 円</u>	乙種優先株式 1 株につき	<u>6,000 円</u>	丙種優先株式 1 株につき	<u>5,000 円</u>	戊種優先株式 1 株につき	<u>12,500 円</u>	己種優先株式 1 株につき	<u>12,500 円</u>
乙種優先株式 1 株につき	<u>100,000 円</u>																																
丙種優先株式 1 株につき	<u>166,700 円</u>																																
戊種優先株式 1 株につき	<u>359,800 円</u>																																
己種優先株式 1 株につき	<u>359,800 円</u>																																
乙種優先株式 1 株につき	<u>600,000 円</u>																																
丙種優先株式 1 株につき	<u>500,000 円</u>																																
戊種優先株式 1 株につき	<u>1,250,000 円</u>																																
己種優先株式 1 株につき	<u>1,250,000 円</u>																																
乙種優先株式 1 株につき	<u>1,000 円</u>																																
丙種優先株式 1 株につき	<u>1,667 円</u>																																
戊種優先株式 1 株につき	<u>3,598 円</u>																																
己種優先株式 1 株につき	<u>3,598 円</u>																																
乙種優先株式 1 株につき	<u>6,000 円</u>																																
丙種優先株式 1 株につき	<u>5,000 円</u>																																
戊種優先株式 1 株につき	<u>12,500 円</u>																																
己種優先株式 1 株につき	<u>12,500 円</u>																																
<p>( 第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第 7 種優先株式および第 8 種優先株式の取得条項 )</p>	<p>( 第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第 7 種優先株式および第 8 種優先株式の取得条項 )</p>																																
<p><b>第 17 条の 2</b> 当社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第 4 種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、第 4 種優先株式 1 株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第 4 種優先株式の払込金額に 120% を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額 ( 優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数 ( 初日および取得日を含む ) で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする ) を加算した額を上限とする。</u></p> <p>② 当社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第 5 種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、第 5 種優先株式 1 株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第 5 種優先株式の払込金額に 120% を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額</u></p>	<p><b>第 20 条</b> 当社は、平成 25 年 8 月 31 日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第 4 種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、第 4 種優先株式 1 株につき、金 25,000 円に、経過配当金相当額 ( 優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数 ( 初日および取得日を含む ) で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする ) を加算した額</u>の金銭を支払う。</p> <p>② 当社は、平成 26 年 8 月 28 日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第 5 種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、第 5 種優先株式 1 株につき、金 25,000 円に、経過配当金相当額 ( 優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数 ( 初日および取得日を含む ) で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先</u></p>																																



定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>(優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を上限とする。</p> <p>③ &lt;条文省略&gt; ④ &lt;条文省略&gt; ⑤ &lt;条文省略&gt; ⑥ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(第9種優先株式の取得条項) 第17条の3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(優先順位) 第18条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(招集) 第19条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(基準日) &lt;現行定款第9条より移設&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第20条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(決議の方法) 第21条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(議決権の代理行使) 第22条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(議長) 第23条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(種類株主総会) 第24条 第9条、第19条第2項、第22条および第23条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ② 第21条第1項の規定は、会社法第324条第1項の種類株主総会決議に、同条第2項の規定は、会社法第324条第2項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。 ③ &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p>	<p>中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額の金銭を支払う。</p> <p>③ &lt;現行どおり&gt; ④ &lt;現行どおり&gt; ⑤ &lt;現行どおり&gt; ⑥ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(第9種優先株式の取得条項) 第21条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(優先順位) 第22条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(招集) 第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(基準日) 第24条 当社は、毎事業年度最終日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(決議の方法) 第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(議決権の代理行使) 第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(議長) 第28条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(種類株主総会) 第29条 第23条第2項、第24条、第27条および第28条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ② 第26条第1項の規定は、会社法第324条第1項の種類株主総会決議に、同条第2項の規定は、会社法第324条第2項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。 ③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>第 25 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(員数)</p> <p>第 26 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 27 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第 28 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(業務の決定)</p> <p>第 29 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 30 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>② &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>③ 第 33 条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前 2 項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 31 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(運営)</p> <p>第 32 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 32 条の 2 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(責任の免除)</p> <p>第 32 条の 3 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>第 30 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(員数)</p> <p>第 31 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第 33 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(業務の決定)</p> <p>第 34 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 35 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>② &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>③ 第 40 条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前 2 項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 36 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(運営)</p> <p>第 37 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(責任の免除)</p> <p>第 39 条 &lt; 現行どおり &gt;</p>
<p>第 6 章 指名・監査・報酬委員会</p>	<p>第 6 章 指名・監査・報酬委員会</p>
<p>(各委員会の組織)</p> <p>第 33 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(委員会の招集権者および議長)</p> <p>第 34 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 35 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(運営)</p> <p>第 36 条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>(各委員会の組織)</p> <p>第 40 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(委員会の招集権者および議長)</p> <p>第 41 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 42 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(運営)</p> <p>第 43 条 &lt; 現行どおり &gt;</p>
<p>第 7 章 執行役</p> <p>(員数)</p>	<p>第 7 章 執行役</p> <p>(員数)</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p><u>第 37 条</u> &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 38 条</u> &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 38 条の 2</u> &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(代表執行役・役付執行役)</p> <p><u>第 38 条の 3</u> &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 38 条の 4</u> &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(責任の免除)</p> <p><u>第 38 条の 5</u> &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(執行役規程)</p> <p><u>第 38 条の 6</u> &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p><u>第 44 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 45 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 46 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(代表執行役・役付執行役)</p> <p><u>第 47 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 48 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(責任の免除)</p> <p><u>第 49 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(執行役規程)</p> <p><u>第 50 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p>
<p>第 8 章 会 計 監 査 人</p>	<p>第 8 章 会 計 監 査 人</p>
<p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第 39 条</u> &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 40 条</u> &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 41 条</u> &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第 51 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 52 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 53 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p>
<p>第 9 章 計 算</p>	<p>第 9 章 計 算</p>
<p>(事業年度)</p> <p><u>第 42 条</u> &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第 43 条</u> &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(剰余金の配当に関する基準日)</p> <p><u>第 44 条</u> 剰余金の配当(<u>第 45 条</u>に定める中間配当を除く)は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された<u>端株主</u>に対しこれを行う。ただし、取締役会の決議により、これ以外の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された<u>端株主</u>に対し剰余金の配当をすることを妨げない。</p>	<p>(事業年度)</p> <p><u>第 54 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第 55 条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(剰余金の配当に関する基準日)</p> <p><u>第 56 条</u> 剰余金の配当(<u>第 57 条</u>に定める中間配当を除く)は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行う。ただし、取締役会の決議により、これ以外の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当をすることを妨げない。</p>
<p>(中間配当)</p> <p><u>第 45 条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の</p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第 57 条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の</p>

定款変更案（決済合理化法施行日の前日に効力が発生する規定）

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  <u>第 46 条</u> &lt;条文省略&gt;</p>	<p>株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  <u>第 58 条</u> &lt;現行どおり&gt;</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>(乙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第1条 乙種第一回優先株式について、<u>第16条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換比率 本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換比率は、次のとおりとする。 引換比率 = <u>平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な乙種第一回優先株式の転換比率</u></p> <p>ロ. 引換比率の修正 引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率(以下修正後引換比率という)に修正される。修正後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 <math display="block">\text{修正後引換比率} = \frac{600,000 \text{ 円}}{\text{時価} \times 1.020}</math> ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた金額とする。 修正後引換比率が3.429(以下上限引換比率という)を超える場合は、修正後引換比率はかかる上限引換比率とする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換比率の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換比率を下記算式(以下引換比率調整式という)により調整する。ただし、引換比率調整式により計算される引換比率(以下調整後引換比率という)が上限引換比率を超える場合は、調整後引換比率は、かかる上限引換比率とする。調整後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換比率} = \text{調整前引換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$ <p>引換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p>	<p>(乙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第1条 乙種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、<u>第17条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換比率 本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換比率は、次のとおりとする。 引換比率 = <u>平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な乙種第一回優先株式の引換比率</u></p> <p>ロ. 引換比率の修正 引換比率は、平成20年7月1日以降は修正しない。</p> <p>ハ. 引換比率の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. の引換比率を下記算式(以下引換比率調整式という)により調整する。ただし、引換比率調整式により計算される引換比率(以下調整後引換比率という)が3.429(以下上限引換比率という)を超える場合は、調整後引換比率は、かかる上限引換比率とする。調整後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換比率} = \text{調整前引換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$ <p>引換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換比率は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>調整後引換比率は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p> <p>調整後引換比率は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合</p> <p>調整後引換比率は、その株式または新株予約権の発行日に、また株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換比率は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換比率の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する比率に変更される。</p> <p>(3) 引換比率調整式に使用する時価は、調整後引換比率を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10 円の位</u>まで算出し、その <u>10 円の位</u>を四捨五入する。上記 45 取引日の間に当該引換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換比率は、本項八. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換比率調整式に使用する調整前引換比率は、調整後引換比率を適用する前日において有効な引換比率とし、また、引換比率調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換比率を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式</p>	<p>日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p> <p>調整後引換比率は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合</p> <p>調整後引換比率は、その株式または新株予約権の発行日に、また株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換比率は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換比率の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する比率に変更される。</p> <p>(3) 引換比率調整式に使用する時価は、調整後引換比率を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第 1 位</u>まで算出し、その <u>小数第 1 位</u>を四捨五入する。上記 45 取引日の間に当該引換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換比率は、本項八. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換比率調整式に使用する調整前引換比率は、調整後引換比率を適用する前日において有効な引換比率とし、また、引換比率調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換比率を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換比率調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>前記(1)号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>前記(1)号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>前記(1)号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \text{本優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times \text{引換比率}$ <p>(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第2条 丙種第一回優先株式について、<u>第16条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1．取得を請求し得べき期間</p> <p>平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2．取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ．引換価額</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> $\text{引換価額} = \text{平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の転換価額}$ <p>ロ．引換価額の修正</p> <p>引換価額は、平成27年1月1日まで毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位</p>	<p>である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換比率調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>前記(1)号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>前記(1)号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>前記(1)号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \text{本優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times \text{引換比率}$ <p>(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第2条 丙種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、<u>第17条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1．取得を請求し得べき期間</p> <p>平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2．取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ．引換価額</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> $\text{引換価額} = \text{平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額}$ <p>ロ．引換価額の修正</p> <p>引換価額は、平成27年1月1日まで毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記八．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八．に準じて調整される。</p> <p>八．引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という)が133,300円を下回る場合には、133,300円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p> <p>調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使が</p>	<p>取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記八．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八．に準じて調整される。</p> <p>八．引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という)が1,333円を下回る場合には、1,333円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p> <p>調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結</p>



定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>なされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が合理的に相当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10 円の位</u>まで算出し、その <u>10 円の位</u>を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八．に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額） 前記(1) 号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0 円 前記(1) 号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額 前記(1) 号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が <u>1,000 円</u>未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を <u>1,000 倍</u>して使用するものとする。</p>	<p>果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が合理的に相当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第 1 位</u>まで算出し、その <u>小数第 1 位</u>を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八．に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額） 前記(1) 号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0 円 前記(1) 号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額 前記(1) 号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が <u>10 円</u>未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を <u>10 倍</u>して使用するものとし、<u>かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発</u></p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(戊種第一回優先株式の取得請求権の内容) 第3条 戊種第一回優先株式について、<u>第16条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1．取得を請求し得べき期間 平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ．引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額 = <u>平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の転換価額</u></p> <p>ロ．引換価額の修正 引換価額は、平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が<u>359,700円</u>(ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。</p> <p>ハ．引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という)が<u>100,000円</u>を下回る場合には、<u>100,000円</u>をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、<u>10円の位</u>まで</p>	<p><u>生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1/100倍して使用するものとする。</u></p> <p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額(1株あたり5,000円)の総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(戊種第一回優先株式の取得請求権の内容) 第3条 戊種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、<u>第17条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1．取得を請求し得べき期間 平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ．引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額 = <u>平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額</u></p> <p>ロ．引換価額の修正 引換価額は、平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が<u>平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額</u>(ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。</p> <p>ハ．引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という)が<u>1,000円</u>を下回る場合には、<u>1,000円</u>をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第</u></p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>で算出し、その <u>10 円の位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10 円の位</u>まで算</p>	<p><u>1 位</u>まで算出し、その<u>小数第 1 位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第 1 位</u>ま</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>前記(1) 号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>前記(1) 号の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>前記(1) 号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第4条 己種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間</p> <p>平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額 = 平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の転換価額</p>	<p>で算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>前記(1) 号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>前記(1) 号の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>前記(1) 号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額(1株あたり12,500円)の総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第4条 己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間</p> <p>平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額 = 平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>ロ．引換価額の修正</p> <p>引換価額は、平成 26 年 7 月 1 日まで毎年 7 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が <u>359,700 円</u>(ただし、下記八．により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>10 円の位</u>まで算出し、その <u>10 円の位</u>を四捨五入する。</p> <p>なお、上記 45 取引日の間に後記八．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八．に準じて調整される。</p> <p>八．引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という)が <u>100,000 円</u>を下回る場合には、<u>100,000 円</u>をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、<u>10 円の位</u>まで算出し、その <u>10 円の位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通</p>	<p>ロ．引換価額の修正</p> <p>引換価額は、平成 26 年 7 月 1 日まで毎年 7 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が<u>平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の下限引換価額を 100 で除して得た額</u>(ただし、下記八．により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第 1 位</u>まで算出し、その <u>小数第 1 位</u>を四捨五入する。</p> <p>なお、上記 45 取引日の間に後記八．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八．に準じて調整される。</p> <p>八．引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という)が <u>1,000 円</u>を下回る場合には、<u>1,000 円</u>をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第 1 位</u>まで算出し、その <u>小数第 1 位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>前記(1)号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>前記(1)号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>前記(1)号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p>	<p>の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>前記(1)号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>前記(1)号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>前記(1)号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 = <math>\frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}</math></p> <p>(第1種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第5条 第1種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 当初引換価額 当初引換価額は、平成18年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が28,000円(ただし、下記八.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。</p> <p>ロ. 引換価額の修正 当初引換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。引換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$	<p>本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額(1株あたり12,500円)の総額</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 = <math>\frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}</math></p> <p>(第1種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第5条 第1種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> $\text{引換価額} = \text{平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第1種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額}$ <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第1種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記八.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換</p>	<p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換</p>



定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>前記(1)号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>前記(1)号の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>前記(1)号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が <u>1,000円未満</u>にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を <u>1,000倍</u>して使用するものとする。</p>	<p>調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>前記(1)号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>前記(1)号の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>前記(1)号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が <u>10円未満</u>にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を <u>10倍</u>して使用するものとし、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を <u>1/100倍</u>して使用するものとする。</p>
<p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p>	<p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p>
$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$	$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額（1株あたり2,000円）の総額}}{\text{引換価額}}$
<p>(第2種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第6条 第2種第一回優先株式について、<u>第16条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1．取得を請求し得べき期間</p>	<p>(第2種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第6条 第2種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、<u>第17条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1．取得を請求し得べき期間</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>本優先株式は、平成 20 年 7 月 1 日以降いつでも取得を請求できるものとする。</p> <p>2. 取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 当初引換価額</p> <p>当初引換価額は、平成 20 年 7 月 1 日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が 20,000 円(ただし、下記八. により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に後記八. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八. に準じて調整される。</p> <p>ロ. 引換価額の修正</p> <p>当初引換価額は、平成 20 年 11 月 1 日以降毎年 11 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記 45 取引日の間に後記八. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八. に準じて調整される。</p> <p>八. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。引換価額調整式の計算については、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \text{調整前引換価額}$ <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p> <p>調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p>	<p>本優先株式は、平成 20 年 7 月 1 日以降いつでも取得を請求できるものとする。</p> <p>2. 取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額 = 平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第 2 種第一回優先株式の引換価額を 100 で除して得た額</p> <p>ロ. 引換価額の修正</p> <p>引換価額は、毎年 11 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第 2 種第一回優先株式の下限引換価額を 100 で除して得た額(ただし、下記八. により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記 45 取引日の間に後記八. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八. に準じて調整される。</p> <p>八. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \text{調整前引換価額}$ <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p> <p>調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を</p>	<p>調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>前記（１）号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、０円</p> <p>前記（１）号の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>前記（１）号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>をそれぞれいうものとする。</p> <p>（６）引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が <u>1,000 円未満</u>にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を <u>1,000 倍</u>して使用するものとする。</p> <p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>（第 3 種第一回優先株式の取得請求権の内容）</p> <p>第 7 条 第 3 種第一回優先株式について、<u>第 16 条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1．取得を請求し得べき期間</p> <p>本優先株式は、平成 22 年 7 月 1 日以降いつでも取得を請求できるものとする。</p> <p>2．取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p>	<p>行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>前記（１）号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、０円</p> <p>前記（１）号の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>前記（１）号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>をそれぞれいうものとする。</p> <p>（６）引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が <u>10 円未満</u>にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を <u>10 倍</u>して使用するものとし、<u>かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を 1/100 倍</u>して使用するものとする。</p> <p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額（1株あたり2,000円）の総額}}{\text{引換価額}}$ <p>（第 3 種第一回優先株式の取得請求権の内容）</p> <p>第 7 条 第 3 種第一回優先株式（<u>本条において以下本優先株式という</u>）について、<u>第 17 条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1．取得を請求し得べき期間</p> <p>本優先株式は、平成 22 年 7 月 1 日以降いつでも取得を請求できるものとする。</p> <p>2．取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主（<u>本条において以下本優先株主という</u>）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>イ．当初引換価額</p> <p>当初引換価額は、平成 22 年 7 月 1 日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が 17,000 円(ただし、下記八．により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>10 円の位</u>まで算出し、その <u>10 円の位</u>を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に後記八．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八．に準じて調整される。</p> <p>ロ．引換価額の修正</p> <p>当初引換価額は、平成 23 年 5 月 1 日以降毎年 5 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>10 円の位</u>まで算出し、その <u>10 円の位</u>を四捨五入する。</p> <p>なお、上記 45 取引日の間に後記八．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八．に準じて調整される。</p> <p>ハ．引換価額の調整</p> <p>(1)次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。引換価額調整式の計算については、<u>10 円の位</u>まで算出し、その <u>10 円の位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p> <p>調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、</p>	<p>イ．当初引換価額</p> <p>当初引換価額は、平成 22 年 7 月 1 日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第 3 種第一回優先株式の下限引換価額を 100 で除して得た額(ただし、下記八．により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第 1 位</u>まで算出し、その <u>小数第 1 位</u>を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に後記八．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八．に準じて調整される。</p> <p>ロ．引換価額の修正</p> <p>当初引換価額は、平成 23 年 5 月 1 日以降毎年 5 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第 1 位</u>まで算出し、その <u>小数第 1 位</u>を四捨五入する。</p> <p>なお、上記 45 取引日の間に後記八．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八．に準じて調整される。</p> <p>ハ．引換価額の調整</p> <p>(1)次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。引換価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第 1 位</u>まで算出し、その <u>小数第 1 位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p> <p>調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、ま</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日(ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>前記(1)号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>前記(1)号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式</p>	<p>または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日(ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、前記(1)号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>前記(1)号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>前記(1)号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>前記（1）号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>をそれぞれいうものとする。</p> <p>（6）引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が <u>1,000 円未満</u>にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を <u>1,000 倍</u>して使用するものとする。</p> <p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>（第 9 種優先株式の取得請求権の内容）</p> <p>第 8 条 第 9 種優先株式について、<u>第 16 条の 2</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1．第 9 種優先株式の取得請求権</p> <p>第 9 種優先株主は、下記 2．に定める取得を請求し得べき期間中、当社に対して当該第 9 種優先株主の有する第 9 種優先株式を取得することを請求することができる。第 9 種優先株主によりかかる請求がなされた場合、当社は、当該第 9 種優先株主の有する第 9 種優先株式を取得するのと引換えに、当該第 9 種優先株主に対して、下記 3．に定める財産を交付する。</p> <p>2．取得を請求し得べき期間</p> <p>第 9 種優先株主が当社に対して当該第 9 種優先株主の有する第 9 種優先株式を取得することを請求することができる期間は、第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の期間とする。</p> <p>3．取得と引換えに交付すべき財産</p> <p>当社は、第 9 種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第 9</p>	<p>の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>前記（1）号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>をそれぞれいうものとする。</p> <p>（6）引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が <u>10 円未満</u>にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を <u>10 倍</u>して使用するものとし、<u>かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を 1/100 倍</u>して使用するものとする。</p> <p>二．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額（1株あたり 2,000 円）の総額}}{\text{引換価額}}$ <p>（第 9 種優先株式の取得請求権の内容）</p> <p>第 8 条 第 9 種優先株式について、<u>第 18 条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1．第 9 種優先株式の取得請求権</p> <p>第 9 種優先株主は、下記 2．に定める取得を請求し得べき期間中、当社に対して当該第 9 種優先株主の有する第 9 種優先株式を取得することを請求することができる。第 9 種優先株主によりかかる請求がなされた場合、当社は、当該第 9 種優先株主の有する第 9 種優先株式を取得するのと引換えに、当該第 9 種優先株主に対して、下記 3．に定める財産を交付する。</p> <p>2．取得を請求し得べき期間</p> <p>第 9 種優先株主が当社に対して当該第 9 種優先株主の有する第 9 種優先株式を取得することを請求することができる期間は、第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の期間とする。</p> <p>3．取得と引換えに交付すべき財産</p> <p>当社は、第 9 種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第 9</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>種優先株主の有する第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額を下記4.に定める引換価額で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。なお、第9種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>4. 引換価額および下限引換価額 引換価額および下限引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の100%を下回らないものとする。</p> <p>引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限引換価額を下回るときは、引換価額は下限引換価額に修正される。また、引換価額および下限引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。</p> <p>5. 取得請求権の行使の条件 第9種優先株主は、当会社の普通株式の時価（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）が一定の価額（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）を超えない限り、取得請求権を行使することができない。</p> <p>（第9種優先株式の取得条項の内容） 第9条 第9種優先株式について、<u>第17条の3</u>に規定する取得条項の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 第9種優先株式の全部または一部の取得 当社は、下記2.に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第9種優先株式を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記3.に定める財産を交付する。</p> <p>当社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。</p> <p>2. 取得事由 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、以下当初取得日という）が到来することをもって、当社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下取得日という）が到来することをもって、当社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。</p> <p>3. 取得と引換えに交付すべき財産</p>	<p>種優先株主の有する第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額を下記4.に定める引換価額で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。なお、第9種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>4. 引換価額および下限引換価額 引換価額および下限引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の100%を下回らないものとする。</p> <p>引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限引換価額を下回るときは、引換価額は下限引換価額に修正される。また、引換価額および下限引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。</p> <p>5. 取得請求権の行使の条件 第9種優先株主は、当会社の普通株式の時価（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）が一定の価額（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）を超えない限り、取得請求権を行使することができない。</p> <p>（第9種優先株式の取得条項の内容） 第9条 第9種優先株式について、<u>第21条</u>に規定する取得条項の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 第9種優先株式の全部または一部の取得 当社は、下記2.に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第9種優先株式を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記3.に定める財産を交付する。</p> <p>当社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。</p> <p>2. 取得事由 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、以下当初取得日という）が到来することをもって、当社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下取得日という）が到来することをもって、当社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。</p> <p>3. 取得と引換えに交付すべき財産</p>



定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>当社は、第 9 種優先株式 1 株を取得するのと引換えに、第 9 種優先株主に対して、第 9 種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、当社の普通株式の時価（第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される。以下取得条項発動時株価という）が下記 4 . に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当社の普通株式を交付する。</p> <p>「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を下記 4 . に定める強制引換価額で除し、第 9 種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。</p> <p>4 . 強制引換価額および下限強制引換価額</p> <p>強制引換価額および下限強制引換価額は、当社の普通株式の時価を基準として第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初強制引換価額は、第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の 100% を下回らないものとする。</p> <p>強制引換価額は、当社の普通株式の時価を基準として第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限強制引換価額を下回るときは、強制引換価額は下限強制引換価額に修正される。また、強制引換価額および下限強制引換価額は、第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p>当社は、第 9 種優先株式 1 株を取得するのと引換えに、第 9 種優先株主に対して、第 9 種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、当社の普通株式の時価（第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される。以下取得条項発動時株価という）が下記 4 . に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当社の普通株式を交付する。</p> <p>「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を下記 4 . に定める強制引換価額で除し、第 9 種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。</p> <p>4 . 強制引換価額および下限強制引換価額</p> <p>強制引換価額および下限強制引換価額は、当社の普通株式の時価を基準として第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初強制引換価額は、第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の 100% を下回らないものとする。</p> <p>強制引換価額は、当社の普通株式の時価を基準として第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限強制引換価額を下回るときは、強制引換価額は下限強制引換価額に修正される。また、強制引換価額および下限強制引換価額は、第 9 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。</p> <p><u>（第 9 種優先株式の取得請求権および取得条項についての読み替え等）</u></p> <p><u>第 10 条 第 9 種優先株式（本条において以下本優先株式という）の取得請求権および取得条項の内容について、次の通り読み替え等を行う。</u></p> <p>1 . <u>本優先株式について「払込金額相当額」とあるのは、1 株あたり「金 35,000 円」をいうものとする。</u></p> <p>2 . <u>本条の効力発生日における本優先株式についての「引換価額」、「下限引換価額」、「強制引換価額」および「下限強制引換価額」は、それぞれ、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な本優先株式についての引換価額、下限引換価額、強制引換価額および下限強制引換価額を 100 で除して得た額とする。</u></p> <p>3 . <u>本優先株式の取得請求権および取得条項の内容において「10 円の位」とあるのは、「円位未満小数第 1 位」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 . <u>本優先株式の取得条項において、「取得不能日として定める日」とは、次により取得日として認められる日以外の日をいうものとする。</u>  <u>当社は、当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）が、いずれか連続する 30 取引日の各日において、本優先株式について定められた当初の強制引換価額（平成 19 年 6 月 11 日現在 332,465 円。ただし、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに調整された場合には、調整後の額）を 100 で除して得た額（強制引換価額が調整される場合には、これに準じて調整する）に 1.3 を乗じて得た額以上であった場合には、平成 24 年 6 月 4 日以降の日で当該 30 取引日の期間の末日から 30 日以内の日</u>に本優先株式の取得条項の内容に従って取得通知を送す</p>

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p>ることができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。</p> <p>5. 本条の効力発生日における「<u>配当基準額</u>」は、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において適用ある配当基準額を 100 で除して得た額とする。</p> <p>6. 本優先株式の引換価額および強制引換価額（本条および次条において、あわせて以下単に引換価額という）の調整において、「<u>資産分配調整式による引換価額の調整は、資産分配調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が当該調整前引換価額の 1%未満にとどまるときは、これを行わない。ただし、その後資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、資産分配調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u>」とあるのは、「<u>資産分配調整式による引換価額の調整は、資産分配調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が当該調整前引換価額の 1%未満にとどまるときは、これを行わない。ただし、その後資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、資産分配調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。なお、かかる差額が平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を 1/100 倍して使用するものとする。</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>7. 本優先株式の引換価額の調整において、「<u>引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が 1,000 円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u>」とあるのは、「<u>引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が 10 円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。なお、かかる差額が平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を 1/100 倍して使用するものとする。</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（株式の分割に伴う経過措置）</p> <p>第 11 条 優先配当金に関する規定の変更は、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日を基準日として行なわれた優先配当金支払の効力に影響するものではない。</p> <p>— 優先株式について、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日を基準日として優先中間配当金を支払ったときは、当該基準日の属する事業年度の直後の事業年度中に支払う優先配当金の額の計算においては、当該優先中</p>



定款附則変更案（決済合理化法施行日の前日に効力が発生する規定）

定款変更案 による変更後の定款	変更案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という）の施行日の翌日から起算して 1 年を経過した日にこれを削除するものとする。</u></p> <p><u>（決済合理化法の施行に伴う規定の整理）</u></p> <p><u>第 15 条 第 7 条のうち「（実質株主を含む。以下同じ）」の文言、第 9 条第 3 項のうち「（実質株主名簿を含む。以下同じ）」の文言、第 10 条のうち「株券の種類、」の文言および第 16 条第 1 項のただし書きは、決済合理化法の施行によりこれを削除するものとする。</u></p>